

# 会 則



## 第 1 章 総則

第 1 条 クラブは、スプリングフィールドゴルフクラブ（以下クラブという）と称する。

第 2 条 クラブは、多治見クラシック株式会社（以下会社という）が経営する多治見市小名田町 1 番地所在のゴルフ場及びその付属施設を利用し、健全なゴルフの普及発展に努めると共に、プレーヤーの体位の向上、健康の増進を図り会員相互の親睦に資することを目的とする。

第 3 条 クラブの事務所は会社内に置く。

## 第 2 章 会員

第 4 条 クラブは、次の会員を以て組織する。会員は、本ゴルフ場を利用する権利を有する。

1. 特別会員 若干名
2. 正 会 員（個人、法人） 1, 1 9 9 名
3. 平日会員（個人、法人） 1, 0 5 0 名
4. 名誉会員（正会員、平日会員） 第 8 条に記載する者

第 5 条 特別会員は、会社の取締役会及び理事会が承認した者とする。

第 6 条 正会員は個人及び法人とし、理事会の承認を得て入会金の払込を完了し、会社の発行する優先株式 3 株、又は普通株式 117 株を取得した者（以下株式会社という）、もしくは既に預り保証金（以下保証金という）の払込を完了した者（以下預託金会員という）で、第 9 条に定める登録制度により、登録された者とする。

第 7 条 平日会員は個人及び法人とし、理事会の承認を得て入会金の払込を完了し、会社の発行する優先株式 1 株、又は普通株式 3 9 株を取得した株式会社、もしくは既に保証金の払込を完了した預託金会員で、第 9 条に定める登録制度により、登録された者とする。

2. 平日会員は、月曜日～金曜日の平日（会社が別に定める休業日は除く）の営業時間内に所定の利用料金を支払って施設を利用することができる。

第 8 条 名誉会員は、以下の要件を満たした者とし、正会員、平日会員の別は従前の会員種別を承継するものとする。尚、名誉会員は一身専属とし、譲渡できない。

1. 会員（法人の場合は登録者）として 1 0 年以上在籍し、かつ満 7 0 才以上の株式会社で、会員権を譲渡又は贈与（法人の場合は登録者変更を含む）した後も、会員として継続を希望する者。
2. 代行登録者にあつては、名誉会員となる資格を有しない。

第 9 条 入会希望者が個人である場合、自己及び第三者を会員として登録できるものとし、自己を会員とした場合を本人登録、第三者を登録した場合を代行登録という。

2. 入会希望者が法人である場合、法人の指名する者を会員として登録するものとし、この場合を法人登録という。
3. 相続・譲渡及び法人会員における登録者の変更等、いずれの場合も理事会の承認を得て、所定の名義書換料を支払い、会員資格を取得する。

第 10 条 保証金は会社が預かり保管運用する。  
保証金は無利息とし、払込完了後、又は譲渡・相続により入会の場合は、2001 年 6 月 22 日以降入会時から 10 年間据置き、その後退会するとき請求により所定の手続きをとった上返還する。

なお、再入会はこれを認めない。但し、天災地変、社会・経済情勢の著しい変化が生じたとき、又はクラブの運営上会員の利益を著しく阻害するおそれのあるとき、その他会社の経営を円滑に遂行するため必要のあるときは、理事会の決議によって据置期間を延長することができる。

2. 退会した時は、会社に対する預託金返還請求権を他に譲渡することはできない。

第 11 条 保証金を返還する場合は、年会費その他は返還せず、未納金のある場合は保証金と相殺する。

第 12 条 年会費、名義書換料その他の費用は会社及び理事会において決定する。

第 13 条 会員は、次の場合その資格を喪失する。

1. 譲渡、退会、除名、死亡
2. 法人会員が母体法人から退職又は母体法人の解散

第 14 条 会員が次の各号のひとつに該当した場合は、理事会の決議により除名もしくは一定期間の会員資格の停止処分を行うことができる。

1. 暴力団或いはこれに相当する反社会的集団の構成員又はそれらの関係者であること、及び刺青のあることが判明した時。若しくは、これらの者と知りながらゲストとして紹介したとき。
2. クラブの諸規則に違反したとき。
3. クラブの名誉を傷つけ、又はクラブの秩序を乱したとき、及びその恐れがきわめて強いと認められたとき。

4. 年会費や諸料金を 3 ヶ月以上滞納したとき。

5. その他理事会において処分を至当と認める行為があったとき。

第 15 条 株式会社は会社の株式を、会社の許可を得ないで他に譲渡、質入、その他一切の処分をしてはならない。

第 16 条 株主である会員が死亡したときは、相続人は 1 名限り、会社の定める所定の名義書換料を支払い、株式とともに登録された資格を承継することができる。

第 17 条 株式会員が除名された場合、会社は株式会員の所有にかかる株式を会社が発行した金額で買取る権利を有する。なお、除名された株式会員から会社に対し、本項の買取請求をすることはできない。

2. 但し、2 0 2 0 年 1 月 1 日以降に新規登録の株式会員が除名された場合、会社は株式会員の所有にかかる株式を、会員権相場又は会社が発行した金額のいずれか低い金額で買取る権利を有する。なお、除名された株式会員から会社に対し、本項の買取請求をすることはできない。

3. 会社より買取請求がなされたときは、株式会員より株券の提出がなされることを条件として、前記金額にて売買契約が成立したものとみなす。この場合、会社が当該株式会員に対して、債権を有するときは、会社は対当額で相殺した後株式会員に全額を支払う。

## 第 3 章 役員及び委員

第 18 条 クラブに次の役員を置く。

理事長 1 名、副理事長 1 名、常務理事 1 名、理事若干名、監事若干名。

役員はすべて名誉職とし、その任期は 2 ヶ年とする。但し、再任を妨げない。

役員は任期満了後であっても後任者が就任するまでその職務を継続して行う。

第 19 条 理事長・副理事長は、理事の互選により選出し、クラブを代表し、理事会を主宰し会務を統轄する。副理事長並びに常務理事は、理事長支障ある場合は理事長を代行する。

第 20 条 常務理事、理事、監事は特別会員、正会員、平日会員並びに会社役員の中から会社がこれを委嘱する。  
第 21 条 理事会は、クラブの管理運営に当たるほか次の事項を審議決定する。

1. 本会則の改訂
2. 本会則のための細則及び会務運営に必要な諸規則の制定改廃  
但し利用約款については会社の決定事項とする。
3. その他のクラブ運営に必要な事項

第 22 条 理事会の決議は、出席理事の過半数をもって決定する。

第 23 条 クラブに理事会の諮問機関として次の委員会を置くことができる。

1. コース委員会（コースの使用、維持及び保全に関すること）
2. フェローシップ委員会（諸規則の励行、クラブの秩序維持、会員相互の親睦、会員の処分、入会申請者の審査及び会誌発行に関すること）
3. ハンディキャップ委員会（ハンディキャップの審査決定に関すること）
4. コンペティション委員会（ゴルフ競技の企画並びに施行及びルールに関すること）

委員は、理事会が会員の中から委嘱し、任期は 2 ヶ年とする。

## 第 4 章 会計

第 24 条 クラブの事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 25 条 クラブの会計は会社が行い、入会金などの収入及び資産並びに負債はすべて会社に帰属するものとする。

## 第 5 章 附則

第 26 条 本会則に付随する細則は別に定める。

第 27 条 本会則は 1984 年 9 月 25 日より施行する。

（1996 年 11 月 20 日改訂）	（2008 年 11 月 4 日改訂）
（1998 年 4 月 1 日改訂）	（2011 年 11 月 21 日改訂）
（2001 年 6 月 22 日改訂）	（2018 年 11 月 27 日改訂）
（2002 年 10 月 9 日改訂）	（2019 年 11 月 5 日改訂）
（2004 年 10 月 22 日改訂）	